平成２４年（フ）第１０１号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3513番地８
ハイツポピーＡ―202号
債務者　志村　昌也
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸田健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１３１号
北海道旭川市末広６条３丁目５番４号　ハイツ高橋２－Ａ号
債務者　伊藤　博
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
北海道旭川市末広６条３丁目５番４号　ハイツ高橋２－Ａ号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７２号
茨城県笠間市石井755番地
債務者　平井　一夫
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂手木克好
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４６７号
さいたま市西区大字高木1520番地18、旧住所
さいたま市大宮区桜木町４丁目718番地３
債務者　鈴木　一雄
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作間　豪昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１９１号
札幌市手稲区富丘３条５丁目７番７号　レスポアール35―202号
債務者　高澤　弥弘
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敬治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４９号
北九州市八幡西区馬場山東１丁目10番25号
債務者　田村　寧夫
1　決定年月日時　平成24年６月５日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安元　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３０６号
北九州市小倉北区上到津４丁目９番20―1001号
債務者　川口富佐恵
1　決定年月日時　平成24年６月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　一巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３５９１号
札幌市白石区川北２条１丁目２番12号
債務者　黄金崎厚子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　作間　豪昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４７号
奈良市疋田町２丁目４番16号　カトレアハイツ202号
債務者　杉本　和三
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５７号
奈良市中登美ケ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｅ５―404号
債務者　外園　武則
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１５９号
奈良県生駒郡三郷町立野南２丁目11番12―407号
債務者　中村　幸司
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂木　寿和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０８号
三重県四日市市楠町南五味塚785番地
債務者　小方美智子
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　伊仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
三重県四日市市楠町南五味塚1116番地１
債務者　小方　美香
1　決定年月日時　平成24年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　伊仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３号
堺市南区原山台１丁５番３―817号、前住所
堺市南区赤坂台６丁21番５号
債務者　田口　英男
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安生　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４号
堺市南区原山台１丁５番３―817号、前住所
堺市南区赤坂台６丁21番５号
債務者　田口　厚子
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安生　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
北九州市八幡西区小嶺２丁目８番24号
債務者　木村　勝男
1　決定年月日時　平成24年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山喜多浩朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部